

平成18年度 第2回公共事業評価専門委員会

議 事 録

平成18年 9月 7日

平成18年度第2回公共事業評価専門委員会議事録

日 時 平成18年 9月 7日(木) 13:30～16:30

場 所 ルポールみずほ

出席者

秋田県公共事業評価専門委員会委員

委員長	折田 仁典	秋田工業高等専門学校教授
委員	小西 知子	あきたNPOコアセンター理事長
委員	佐々木雅子	秋田大学教育文化学部助教授
委員	佐藤 照男	秋田県立大学生物資源科学部教授
委員	佐藤万里子	南部男女共同参画センターアドバイザー
委員	松橋 雅子	M's 設計室

秋田県

<農林水産部>

黒子農林水産部次長、佐藤農山村振興課長、堀江農地整備課長、石黒森林整備課長 他

<建設交通部>

虻川建設交通部次長、篠田建設交通部次長、増田建設交通部参事(兼)建設交通政策課長、高松建設交通部参事(兼)都市計画課長、川原下水道課長、檜森道路課長、佐々木河川砂防課長、小田道路課政策監、藤田河川砂防課流域防災監 他

内 容

【1.開会】

【2.建設交通部次長、農林水産部次長あいさつ】

【3.委員紹介】

【4.県出席者紹介】

以上 略

【 5 . 出席状況の報告】

司 会： それでは、会議の成立について事務局から報告をお願いします。

事 務 局： 事務局から報告いたします。本日は委員総数10名のうち、5名が出席しておりますので秋田県政策等の評価に関する条例第13条第3項に定める定数を満たしており、委員会が成立することを報告いたします。

【 6 . 議事】

事 務 局： 本日の議事は、16時30分頃の終了を目途にしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。ここから議事に入らせていただきますが、折田委員長には議長席にお移りいただいて、議事進行をお願いいたします。

折田委員長： 折田でございます。先ほど、各部次長から、ご挨拶をもらいましたけれども、公共事業を取り巻く環境というのは非常に厳しいものがございます。皆様方からは今日は忌憚のないご意見等をいただければと思っております。よろしくお願ひいたします。それでは、次第にしたがいましてこれから会を進めてまいります。まず最初に継続箇所評価の概要説明を行います。事務局より説明をお願いします。

事 務 局： 事務局から継続箇所評価の概要を説明させていただきます。ファイリングされた評価調書の1番後にあります参考資料をご覧ください。平成18年度知事が行う政策等の評価に関する実施計画の継続評価箇所部分の抜粋版を添付してございます。まず7月21日に行いました第1回公共事業評価専門委員会ですけれども、その時は新規箇所についてご審議いただきました。これは新たに県が実施しようとする公共事業に対しまして着手等の判断を行うため、有用な情報を提供するというを目的に審議いただきました。今回、ご審議いただきます継続箇所評価は、県が継続して実施している公共事業に対して翌年度の継続中止等の判断をおこなうために、有用な情報を提供することを目的としております。項目6にありますように、県民意見を取り入れた評価の実施、県民意見の把握の方法として公共事業評価専門委員会の意見を聞くことにより、対応方針等に反映することとしております。続きまして項目2の継続箇所評価の対象を説明させていただきます。

継続箇所評価には内容によりまして、継続評価・再評価という区分に別れております。継続評価は、県が継続実施している総事業費5億円以上の公共事業が対象でございますが、事業着手から2年経過したもの、継続箇所評価を受けてから3年経過したもの、当初段階から事業費が3割以上増加したもののについて継続評価対象としております。災害、維持修繕については緊急に実施する必要があること等から対象外としております。再評価につきましては、農林水産省生産局及び農村振興局・林野庁・水産庁・国土交通省が所管する国庫補助事業で、県が事業を主体として実施している事業箇所を対象としておりますが、各省庁事業によって対象条件を設定しております。例えば農林水産省・林野庁などは採択後5年経過、再評価後5年経過の事業を対象としておりますが、国土交通省においては再評価実施後5年、下水道は10年を経過した事業箇所を対象としているほか、事業採択後5年

間未着工の事業など対象としております。

評価基準は項目4をご覧ください。必要性、緊急性、有効性、効率性、熟度等の観点から評価しておりますが、例えば、流域下水道事業を例にしますと、新規箇所評価の際には、必要性の中で手段の妥当性という所を評価項目としておりましたが、継続箇所評価では社会情勢のニーズの変化と継続にあった評価項目に内容を変えまして、適切な評価となるよう対応しております。

今回の審議結果は、事業の継続、中止等の判断に反映させるほか、予算要求資料や予算編成の検討資料へ活用していくこととなります。説明は以上です。

折田委員長： どうもありがとうございました。事務局の方から継続箇所評価の内容説明がりましたが、委員の皆さんご質問等がございませんでしょうか。

それでは、次第の方に入ります。議案第1号評価の実施状況に入りますので、事務局より諮問内容の説明をお願いします。

事務局： 委員方々のお手元に配布いたしました諮問文書をご覧ください。平成18年9月4日付けで、知事から当委員会に76件についての評価に関する調査審議が諮問されております。つきましては諮問のありました76件、農林水産部20件、建設交通部56件の事業につきまして調査、審議をお願いいたします。

折田委員長： ありがとうございます。それでは、事務局からご説明ありましたように今日は案件が多くございまして、総数76件、うち農林水産部が20件、建設交通部が56件という箇所数ですが、審議を進めたいと思います。進め方でございますけれどもまず最初に農林水産部の案件について説明、質疑をいたします。そして、休息を挟みましてから建設交通部の案件を同様に進めたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

それでは、全部の説明は時間の都合上できませんので、数箇所を抽出してご説明願うということになります。最終的には、事業を評価する事を可とする、不可とする、継続審議とするという3つの選択肢になりますのでよろしくお願い致します。

それでは、農林水産部から説明していただきたいと思います。農山村振興課よりよろしくをお願いいたします。

農山村振興課： 当課所管の継続箇所評価につきましては、ふるさと農道緊急整備事業の3地区でございますが、農-継-1というインデックス部分の北川尻地区につきましてご説明をさせていただきます。この地区の選定理由としましては、農業生産性の向上に留まらず、生活関連道としても期待されていることや、他の関連事業の関わりが大きいということから選定をさせていただきました。北川尻地区ですが、農-継-1の5ページを見て下さい。図面がついておりますが、井川町の八郎潟調整池の東側、井川町の小今戸という地区ですが、ここを起点といたしまして、井川さくら駅北側のJR奥羽線、国道7号を横断いたしまして、国道285号に隣接しておりますカントリーエレベーター付近が終点となっております。事業の概要ですけれども、1ページをご覧ください。事業期間は平成16

年度から平成19年度となっております。総事業費は5億5,000万円、総延長が2,500mとなっております。なお、全幅員は、片側歩道付の9.75mで、車道幅員は2車線の5.5mとなっております。起点部の西側地域では、平成15年度に担い手ほ場整備の浜井川地区が完成しておりますが、この西側の地域から東側の地域にありますカントリーエレベーターなどの農業施設にアクセスするには、国道あるいは県道、さらには狭い町道への迂回を余儀なくされている状況です。また、集落内では、低速で走る農業車両が交通の障害となっております。このため、受益者や地域住民の方々から農産物の生産や流通の合理化に加えまして、通勤、通学等の生活環境面での改善を図るために、東西に幹線ルートを確認して欲しいという強い要望がございまして、これを受けて事業を着手したものでございます。次に、事業費の内訳ですけれども、総事業費は計画時点と変更はありませんが、工事費につきましては、労務費や資材費の低下により1,200万円の減となっており、補償費では、小屋の移転費用などにより1,600万円の増となっております。その他では測量試験費で400万円の減となっております。事業の進捗状況ですが、平成18年度末の予想進捗率は72.7%と見込まれておりまして、平成19年度には舗装工事を施工し、完了する予定となっております。関連する計画としましては、受益地の中で担い手育成基盤整備事業の浜井川地区、それから町単独事業のふるさと農道小今戸地区が実施されておりまして、これらで整備しました農道と接続することによりまして、さらなる利便性の向上が期待されております。事業効率ですけれども、県営ふるさと農道整備計画の業績指標では目標値の34.3kmに対しまして、28.7kmの実績となっており、83.7%の達成率となっております。次に評価の内容ですが、2ページ目と3ページ目をご覧ください。緊急性につきましては、地域の課題解決のための緊急度が高いこと等から高評価となっております。それから有効性についても他の関連事業で整備された農道との接続によって、より大きな効果の発現が期待できるということもありまして、農作物等の輸送経費の軽減や住民の生活環境改善への期待が強く見込まれております。次に、効率性でございますが、費用対効果につきましては、費用便益費が1.69となっております。事業の実施にあたっては、再生骨材や再生アスファルト材の使用により、コスト縮減を図っております。熟度につきましては、事業期間内の工事完了が見込まれるとともに、水質汚濁防止対策や法面への緑化工事など、景観や環境保全に充分配慮しながら実施しております。このように緊急性・効率性・熟度の項目で評価点が高くなっており、総合の判定としては評価点82点、ランク となっておりますので、事業の継続は妥当であると評価しております。北川尻地区につきましては以上でございますが、他の2地区でもほぼ同様の結果となっております。農山村振興課の農道整備事業について、よろしくご審議下さるようお願いいたします。

折田委員長： どうもありがとうございます。それでは続けて農地整備課、よろしく願いいたします。

農地整備課： 農地整備課の堀江でございます。座ったままご説明させていただきます。配付資料の中に一覧表がございまして、農地整備課所管の公共事業の継続評価対象箇所につきましては、担い手育成基盤整備事業が7箇所、再評価対象箇所が、担い手育成基盤整備事業3箇所、

ため池等整備事業 2 箇所、計 5 箇所、継続評価箇所及び再評価箇所を合わせまして 12 箇所となっております。本日は、審議箇所として担い手育成基盤整備事業が多いので、その事業規模や評価点などで平均的な地区としまして、担い手育成基盤整備事業の継続箇所であり、井川東部地区についてご説明を申し上げたいと思います。農 - 継 - 6 をお開き下さい。本地区は、国道 285 号沿いにあり、井川町の東部区域に位置する地区でございます。事業期間は平成 10 年から 19 年度の 10 ヶ年に渡ります。総事業費は 26 億 3,300 万円で、事業規模は約 119ha のほ場整備を実施することとしております。この地区の概要ですが、事業の立案に至る背景の項に記載してありますが、昭和 31 年から 33 年にかけて、雪寒事業で 10a 区画に整備をしております。しかしながら、その後の農業状況の変化に伴い、持続的な農業の発展のためには、営農に係るコストの低減や、担い手の確保、育成が必要であり、そのような観点から生産基盤の条件整備が急務となっております。こうしたことを契機に、ほ場を 1 ha 規模に大区画化するというところで工事を実施したところでございます。また、本計画に当たりましては担い手の育成という命題がございますので、事業目的のひとつとして、個人の担い手 7 人に農地を集積し、その経営規模を既存の 7 人で 23ha から 60ha まで拡大する計画をとったところでございます。次に事業費等でございますが、計画時の事業費は 26 億 3,300 万となっておりますが、今回評価時は、経費内訳中、工事費及びその他において、労務費や資材費の低下により、2,600 万円の減となっております。しかし、新たに電柱移転等の補償物件が増えたため、用地補償費に 2,900 万の増額がございまして、事業費として 300 万円増えたということになっております。次に事業の進捗状況であります。平成 16 年度までにメインとなる区画整理は完了し、現在は暗渠排水工、それぞれの補完工を実施してございます。事業費ベースでの進捗率は 97% となっており、平成 19 年度には換地処分を行いまして事業が完了する運びとなっております。2 ページをご覧ください。前回、平成 15 年度に再評価を実施しておりますが、その際の指摘事項はありませんでした。続けて所管課の自己評価の内容でございます。観点の欄の必要性については、ほ場整備を契機として地域の核となる担い手の育成、確保において、さらなる必要性が求められておりますし、緊急性においては、地域特産物の生産拡大のため、農地汎用化の要請に応えながら暗渠排水工は実施済みであります。そうしたことから、いずれも高い評価となっております。続いて、3 ページの評価内訳、有効性をご覧ください。この有効性の基準における合計配点は 40 点となっております。これに対して自己評価点が 26 点とやや低い評価ですが、要因としては、農地の集積率、集積増加率が評価項目となっており、評価内容として、農地の賃借が相手側との契約行為をもって実際に集積された面積によって配点することになっております。しかし、工事段階では、個人所有の農地面積が確定していないことから、契約には至らず、紳士協定での使用実態が多く、評価点にできないという背景があります。平成 19 年度に、換地処分を行う運びになっておりますので、その後には、契約も交わされ、正式に個人面積が契約面積となりますので、将来目標に対して十分達成できると考えてございます。つぎに効率性でございます。費用対便益比が 1.36 という数値になっております。また、コスト縮減についても再生資材の使用や、暗渠排水のコスト低減等に積極的に取り組んでいます。さらに、熟度においては事業実施のための地元推進体制等が整っており、意欲的な取り組みが見られるということで高い評価をしてお

ります。以上の観点から本地区の評価点の合計を81点、判定ランク としております。完了に向けて事業を継続していくのは妥当であるという評価をしてございます。委員の皆様、ご審議よろしくお願いたします。

折田委員長： どうもありがとうございます。それでは森林整備課より説明お願いたします。

森林整備課： 森林整備課の石黒と申します。当課からは、事業箇所として継続評価・再評価あわせまして5件あげております。この中から、県民生活に欠かせない良質な水の確保に繋がる事業でございます、治山事業の水源地域整備事業、大松川地区を選定しましたのでご説明をさせていただきます。農 - 継 - 12の5ページに地図がございますので、ご覧いただきたいと思っております。ちょうど横手市の東側、大松川ダムの上流部に位置しまして横手市の水瓶となっている地域でございます。この地区は平成13年、14年の記録的集中豪雨によりまして大松川ダム上流において溪岸浸食や山腹崩壊が数多く発生しまして、濁流となってダムの方に流入してきました。さらには、流出土砂の粒子が細かいため、沈降速度が遅く、清水になるまでの日数を要したことから下流の横手川が数日間に渡り濁りが取れず、各方面に多大な影響を与えておりました。このため、ダムの水を利用しております横手市水道局や、漁協等から水質の保全について要望がございまして、平成16年度より流入負荷の低減のため、水源地整備として当事業に着手してございます。事業の内容につきましては荒廃地域の復旧整備を図るための溪間工、通称、治山ダム工と言っておりますが、これを20基設置するというものでございます。また、荒廃森林につきましては、緑のダムとして水源涵養機能を高めるため、本数調整伐や、植栽により複層林へ誘導するという森林整備を238ha、これらを平成16年度から22年度までの7ヶ年で事業費6億7,000万円により整備する内容になってございます。参考までに写真の方を見ていただきます。最初に7ページの写真を見て下さい。上の方が整備地区の箇所でございますが、手前に大松川ダムの堰堤がございます。下の写真にダムの濁水が流入した直後の状況がありますが、この濁水処理というのが課題であったわけでございます。事業の進捗状況につきましては、29%ということございまして、概ね計画どおり推移しております。関連する計画等については、1ページに記載しておりますが、大松川ダム濁水対策工事ということで、溪岸浸食対策工としてフトン籠工、流入土砂対策工として編柵工、貯砂ダム工の3つの工事でございます。それ以外にも実施しておりますが、これは、建設交通部にてダムの下流部に濁水対策として実施しております。森林整備課としては、その上流部の荒廃地域に、溪間工事や、山林を整備していく事業を実施しているということでございます。2ページになりますが、自己評価では、必要性、緊急性、有効性といった点で評価が高く、事業効果が期待されているという判断をしております。効率性につきましても、費用便益比は5.47であり、塾度の観点では、横手市から事業についての要請書が提出されていること、地元の合意形成も図られていることなどから高い配点となっております。なお、この地域では森林ボランティアにより水源林の意識啓発、保全等を図る活動というものが行われていること、工事による汚濁水の流出防止、治山ダム工の型枠に秋田杉の間伐材を使用するという点で、環境配慮や木材利用にも配慮しております。このような観点から評価点合計は85点ということで、ランク

となり、優先度がかなり高いという判断になってございます。したがって、事業実施箇所としては優先度が高く、事業は継続して実施すべきものと考えておりますので、よろしくご審議下さいますようお願いいたします。

折田委員長： どうもありがとうございます。これで農林水産部のご説明は終了いたします。これから皆さん方に質疑を賜る訳ですが、予定を申し上げますと、2時50分までを質疑時間の目途にしております。その後、10分間休憩を取りたいと思いますので、よろしくお願ひします。さて、お気付きの点からご質疑お願ひします。いかがでしょうか。佐藤万里子委員。

佐藤(万)委員： 農道や、ほ場整備といった生活基盤整備は必要不可欠なものですので、是非とも継続をお願ひしたいと思ひます。その時に受益者負担が伴うものについて、土地改良区への償還金の未納者が増えていると聞いております。農地の荒廃が進む中で、なかなか農家の所得が確保されないため、未払いになるということだと思ひますが、何とか所得向上が図られる、経営安定対策に対応できるような、各方面との連携による環境づくりをお願ひしたいと思ひます。その事について一つ質問ですけれども、この委員会での評価というのは工事による経済的な効果をB/Cとして算定したり、5つの評価基準というのがありますが、工事が終わった後の受益者負担について評価する場があれば、農政にも反映できるのではないかとと思ひますが、いかがでしょうか、よろしくお願ひします。

折田委員長： どなたかご説明をお願ひいたします。

農地整備課： 農地整備課の堀江でございます。ほ場整備については、先程説明させていただきましたとおり、受益者負担をいただきながら進めているところでございます。ほ場整備に当たっては、実施に向け地元の気運が高まってから5・6年かかりまして、6年目に申請が出て来るというタイムスケジュールで進めさせていただいております。その際に一番の課題となるのが受益者負担で、自分たちの経営に占める負担がどの程度なのかということで、昔から米一俵の負担、今で言いますと10aあたり1万円から2万円まではいかない程度ですが、そのような中で合意形成を作りながら事業を進めております。その後、工事が完了し、その時の米価の違いも恐らく負担の問題に跳ね返ってくると思ひますので、我々は、負担軽減のための、様々な対策で応援している部分もございしますが、事業完了後も、20年間払っていただきますので、負担の問題については、改良区と話し合っていきたいと考えております。ただし、評価する場を作るか作らないかということについては検討の時間をいただきたいと思ひます。

折田委員長： 佐藤委員いかがでしょうか、よろしいですか、どうもありがとうございます。他にございますでしょうか。小西委員お願ひします。

小西委員： ただいまご説明いただいた中の、大松川の農 - 継 - 12の件ですけれども、2ページの熟度について、森林ボランティアにより水源林の意識啓発とございますけれども、財源が先細り

している状態で、ボランティア、県民に期待する所が大きいと思いますけれども、継続が大事ではないかと思っております。このボランティア組織は、どのような活動をおこなっているのかということと、その活動計画が継続化、システム化されているのかどうか、お伺いしたいと思います。

折田委員長： 担当課より回答をお願いします。

森林整備課： 森林整備課の石黒です。この森林ボランティアですけれども、ここでは横手川を下流域に持つ地域でございます。やはり、水の大切さということで住民から自発的に取り組みがなされており、従来から、小中学生で横手川の水質調査や、生物調査などの取り組みがなされている地域であり、住民が住民の立場で活動しております。詳しくどのような活動かということについてまで把握しておりませんが、色々な活動がなされていると聞いております。もう一つ継続させるシステムとのご質問でしたが、ボランティア活動でございますので、こちらとしては非常に応援的なありがたい取り組みだと思っておりますが、我々の方からそのシステム化を要求することや、継続的な仕組みを作っていくことについてまでは考えておりません。いずれこういう方々の活動というものを、我々の活力としまして、可能なアピールをしていきたいと考えております。

折田委員長： 他にございますでしょうか。どうぞ松橋委員。

松橋委員： 一番初めにご説明いただいた、井川のふるさと農道緊急整備事業について、計画は、カントリーエレベーター手前が終点ということだと思んですが、これは最終的には繋がることは無いのかという確認が1点です。なぜそういう話しをするかと言いますと、事業の立案に至る背景の中で、当初目的は、低速で走る農業車両が交通の障害になることから、農業用の道路が出来ると思いますが、農業用の道路が開通した結果、農家以外の人々も、普段利用している道路より利便性がよくなったということで使用するという現実があると思えます。結局、周辺の一般道路より、とても交通量が多くなっているという現状が結構ある訳です。低速で走る農業車両のためにということもあると思えますが、そのような完成後の使い方に対する検証と、そういう意味で、本当に農業車両のためにになっているのかという検証は県の方でされているのか教えていただきたいと思えます。

折田委員長： 農山村振興課長をお願いします。

農山村振興課： 2つ質問がありましたが、最初にこのカントリーエレベーターの箇所でございますけれども、繋がる計画でございます。もう一つの質問に対してですが、施工した農道が完成をいたしますと、当初目的の農業車両の交通が目的の中心ですけれども、当然、農業車両だけではなく、生活道路の側面も考えながら計画をします。その交通配分の実態が少し変わってきているのではないかという質問だったと思えますが、確かに現実に完成した農道が、非常に便利な道路があるという噂により広まり、生活道路としての使用が

多くなっているということが現実にあると思います。例えば、秋田中央の広域農道も、当初の見込みより交通量が増えているという数字が出ておりまして、この辺りについては、農業利用に対してまだ影響は出ておりませんので、本来の目的に適合していると思っております。完成後の農道の使用目的、評価の変遷までは、今の段階で具体的な対応は持っていない訳ですが、現実には、総合的に地域の利便性向上のために、かなり寄与してきているという状況でございます。

折田委員長： よろしいですか。どうもありがとうございます。農道の方の話が出ましたが、他にございますか。佐藤照男委員どうぞ。

佐藤(照)委員： それでは、私は農林水産部の3件について質問します。これは、いずれも継続評価、あるいは再評価という中で、必要性があると感じておりますので、ぜひ早く継続させて実施、終了に向かっていただきたいと感じております。確か平成19年度だったと思いますが、ほ場整備の区域の話して経営安定対策として品目横断がスタートすると思っておりますが、それに照らしてみましても、このほ場整備は絶対必要になると考えており、ぜひ実施いただきたいと思っております。質問ですが、農業認定者は4ha以上、集落経営組織化を法人化するの20ha以上ということと把握しておりますが、この地域の農業にかかわっている方々の安定対策が行われた後、どういう経営になっているのかということ、農家の経営規模、割合がどの程度なのかということをお教えいただきたい。同時に、実際完成した段階で、新しい農業経営がここで実現する可能性があるのかということ、その辺りについてどうお考えなのか、現状の段階で結構ですので教えていただきたいということが1点目です。2点目は事業費のことです。26億円位の総事業費、面積が約100haのことですが、最近のほ場整備は、自然と調和している、環境に配慮しているなどの努力が一般的であるということになりますと、整備基準がかなり高まっているように思われますので、従来のほ場整備から見ると工事費も上がっているのではないかと思います。この地区を単純計算しますとha当たりで2,000万円を超える計算になりますが、その事業費は、標準であるのか、従来から見ると高額になっていると考えるべきなのか、単純計算の段階で申し上げたましたが、お教えいただきたいと思っております。

農山村振興課： 1点目の経営規模の実態ということですが、井川東部地区を見ますと119haにおいて171人の受益者ということになり、平均しますと1農家あたり0.7haとなります。これは、秋田県の平均規模と考えております。そうした中で、この地域の人達は7名の認定農業者に対して、農地を集積しながら、地域の農業を守っていこうという計画でございます。また一方で、委員が先ほど話されました経営安定対策の品目横断で、この集落がどういう取り組みに向くのかということは、現在色々な形での集落営農について詰めているところと考えてございます。担い手に農地が集約されていくことにより、農地管理がおろそかになるのではという危惧もございしますが、それは平成19年度と同時に対策がスタートする、農地、水、環境向上保全対策の中で、地区をしっかりと保全して行きたいという施策を考えてございます。それから2つ目のご質問に対してですが、確かに割り算しま

すと高いという印象がございませうが、この井川東部は2級河川を幹線排水路として取り組んでございまして、その河川整備に相当数のお金を使つてございませう。当然、河川整備も単純な整備ではなく、親水的な環境、農村、自然環境の保全も考へてございませうので、その部分の掛かり増しはございませう。そのような理由から、この地区は、面積換算をすれば、平均よりも高いとご理解をいただきたいと思ひませう。

折田委員長： よろしいですか。他に何かございませうか。どうぞ小西委員。

小西委員： 農 - 継 - 2の大仙市土川の件です。事業費内訳、事業内容のところでは用地補償費が3,600万円の増額がございませうが、工事費が逆に4,500万円の減額となつてございませう。補償費が増えたために、工事費に、しわ寄せをしたのではないかと心配する所もあるのですが、確認させていただきたい。

農地整備課： ご説明します。工事費で4,500万円の減額となつてございませうが、これは要素が2つありまして、労務費、資材費の低下というのが1つ、低入札により請負差額が生じており、減額となつたというこの2つが理由でございませう。請負差額について補足しますと、事業費は、本来予定価格を設け入札に掛けますと、大概は100%で契約されませうと、100%の事業費が使われる形になりますが、低い価格で入札をされませうと、当初事業費と契約事業費に差が生じますので、その額を請負差額と称してございませう。続いて補償費の増額の要素でございませうが、これも2点程要素がございまして、電柱移転のための費用と道路の掘削のラインを見直した結果、区画が増えませうしたので、それに伴つて用地費が増えたということになつてございませう。

佐藤(照)委員： 関連しまして、事業費内訳表の見方ですが、計画時と評価時というのがございまして、計画時はあくまで事業をスタートする際に、算出された額、評価時は、継続後の現在の額と考へるのが妥当でしょうか。と申しますのも、ある程度の増減があるというのは、当然だと思ひませうが、増減が見られない箇所が他の所でも良く出てきますが、どういふふうにか考へればいいのか、計画と進捗後の現在が全く誤差が無く進んでございませうという意味なのか、その辺りを教えていただけないでしょうか。

- テープ裏面へ()内はICレコーダーにて補足 -

農地整備課： (ご指摘のとおり、計画時は、事業の開始時の要求事業費、評価時は完了を見据えた現時点の事業費でございませう。)そのような仕訳をさせていただいてございませう。まだ計画をしてから1、2年しか経っていない所については、同じ数字が上がっている可能性はありませう。

折田委員長： 関連ですか。佐藤万里子委員お願ひします。

佐藤(万)委員： 私も建設交通部の事業について質問させていただこうと思っておりましたが、調書の中に、コスト縮減という記載があるにもかかわらず、計画時と評価時の事業費が同額という箇所がありましたので、理由をお聞きしたいと思っておりました。

折田委員長： まだ建設交通部の案件に入っておりませんので、後ほど建設交通部の説明時に今のご質問に対する回答をよろしく願います。農林水産部の方はいかがでしょうか、

森林整備課長： 大松川の調書で農 - 継 - 12ですが、この事業は平成16年から始まっておりますけれども、計画時は、当時見込んだ事業費、評価時は、2年経過の今現在の事業費を入れておりますが、額、事業内容も同じになってございます。ただコストについては、あらかじめ縮減を見込んだ形で計画しておりますし、現時点で特に変更を要するものではないということです。計画内容として変更はないという調書内容でございます。この後、実績を重ねていきますと変更部分は出てくるものと思われれます。

折田委員長： では、ご質問に対する回答を確認しますと、工事費で減額になるのは入札時に請負差額の発生があることが大きな要因ということによろしいですね。

農地整備課： この事例で多いのは物価変動、いわゆる人件費や資材費の低減が一番大きく影響するということです。委員長がお話しされましたことについては、まれな事例でございます。

折田委員長： そうですか、今までの質疑を聞いておまして、改めて調書を見ますと、例えば農 - 継 - 10を見ますと、事業費増減がたくさん並んでいる事業もありますし、農 - 継 - 12は、同額ということが確認されます。お二人の委員、回答に対してよろしいですか。

それでは私の方から教えていただきたいことがありますので2点程願います。1つは、評価観点の熟度が農林水産部は計画より進捗している、概ね計画どおりである、計画より遅れているという3段階評価で5点、3点、0点という配点区分となっておりますが、これに対して建設交通部の方は具体的な数値が出ておまして、8割以上で10点、5割で8点ということになっておりますけれども、農林の計画より進捗しているというのは、計画予算より実行予算を多く支出しながら進行していると理解すればよろしいかというのが1点目のご質問でございます。

2点目は、評価に総合耐用年数というのが出てきまして、どのように算出するのか良く分かりませんが、農道の場合は50年を超えていて、ほ場整備は大体30年～40年位、ため池ですと80年位という総合耐用年数なんです。先ほど佐藤委員からご質問があったほ場整備ですと、30年耐用年数というのは、30年経過すると、再度ほ場整備を新規に実施すると理解すればいいのでしょうか。その辺りを教えていただきたい。

農地整備課： 先に、耐用年数のお話しがございましたが、この耐用年数は効果算定の際に減価償却を決めていく場合の指標でございまして、これは旧大蔵省から建物、施設ごとに基準数値が出ており、その数字を採用しているということで、各施設によってコンクリートが多く使

われるもの、土のような風化しやすいもの、それからRC構造、木造など細分されておりまして、そこに決められた耐用年数を使っているということでございます。ですので30年経過したからほ場整備をやり直すということではなく、その効果を算定する基準として使わせていただいております。したがって、懸命な保全管理を実行すれば、耐用年数が50年、70年と延伸する性格を持った数字でございます。

森林整備課： 計画の進捗の所ですけれども、計画より進捗しているという所は、予算の配分がその地区によって、当初見込んだ予算より増額配当された箇所でありまして、その意味で事業執行がより進むということで、5点という配点になってございます。

折田委員長： ちなみに建設交通部とは、評価が違うというのはこれは何か要因があるのでしょうか。建設交通部は、8割や5割という数値を基準としておりますが、農林水産部とお互いに整合性は無いわけでしょうか。

事務局： 事務局から説明します。やはり建設交通部と農林水産部の評価の基準につきましては、事業の特徴が色々ございますので、各事業特性を活かした評価基準にしているのが原則でございます。評価基準の点数配分につきましても、優先順位が明確となるよう、具体的な数値を掲げて差別化できるように評価基準を策定してございます。

(佐々木雅子委員来場)

折田委員長： どうもありがとうございます。他の委員の先生方、ご質問ありませんか。佐々木委員は来場されたばかりですが、質問などございましたらよろしく願います。

佐藤(照)委員： 評価基準の違いに対してですが、農林水産部と建設交通部とでは違いが出て当然だと理解できました。ただ、この自己評価の観点などの配点が、まちまちに出てまいりまして、事業によって有効性が非常に高い、あるいは必要性が高い、逆に必要性が非常に低いなど、事業によって評価項目の配点に、それぞれかなりの幅があるということはどう理解すれば良いのでしょうか。評価する委員として必要性が非常に高くて始めましたという配点ですと、県としての取り組みを良く理解できるんですが、必要性の配点が非常に低いにもかかわらず、継続が妥当という自己評価結果を見ますと、疑問に思うところもある訳です。それから熟度が非常に高くなっている箇所は、当然、必要性もあってその評価が地域からも評価を受けていると言う認識にはならないのでしょうか。熟度という言葉は色々な意味があると私は思ったのですが、言葉だけ見ると分かりにくい言葉だと思います。それらを踏まえ、評価の配点がまちまちでありながら、結果的には評価点の合計が80点を越えたものが全てランク になるということに対し、説明できる指標が必要ではないかと考えますがどうでしょうか。

折田委員長： 非常に難しいご質問だと思いますが、お答えいただけますでしょうか。

事務局： 公共事業評価に当たっては、我々が所管する事業を自ら評価いたしまして、優先順位を付け、選択したり集中投資という観点も含め事業執行しております。本来、全ての公共事業に点数付けし、優先順位の高いものから事業執行することが理想ですが、何度も申しますとおり、災害であれば緊急性が高いものが優先されますし、道路事業であれば住民ニーズなどの必要性が高いものが優先されます。事業によって色々な観点がございますので、全ての事業をひとくくりにせず、同種の事業の中で優先順位を付けて評価するという仕組みで現在やっております。熟度に関しては、やはり進捗率や地元のニーズなどが関係するとは思いますが、やはり継続中の事業にあたりましては、当然その事業効果を早期に発現する必要がありますので、進捗率が8割、9割進んでいる事業を休止するよりは、優先投資し、その整備効果を全て発現した方が良いというのが、行政側の熟度に対する観点でございます。評価基準にしたがいましては、昨年から委員方々よりお話しをいただいておりますので、それを踏まえながら改善すべきものは改善してまいりたいと思っておりますので、ご指導をよろしくお願いいたします。

折田委員長： 毎回出る非常に難しい問題ですが、回答に対してよろしいでしょうか。それでは休憩に入りたいと思っております。開始は、2時50分から建設交通部の案件に入りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

- 休 憩 -

折田委員長： それでは会議再開いたします。事業説明に入る前に、先ほどの佐藤万里子委員からご質問があったことに対しまして、お答えいただいてから事業説明に入ることになります。よろしくお願いいたします。

建設交通政策課： 事業費の増減についてのご質問でございますが、建設交通部も幅が広うございまして事業がそれぞれ違いますので、各課からその点についてご回答させていただきます。

都市計画課： 都市計画課でございますが、都市計画事業は全部変更が入っております。これは市街地の中で整備するケースが多いので、事業単位が小さくても事業費の変動がかなり大きくなるケースが多くございまして、都市計画事業の場合、かなり細かく事業認可の変更などを行っております。それが今回の評価にも反映されまして、数字が大きく変動しております。都市計画課は以上です。

下水道課： 下水道課でございます。下水道課は計画時と評価時の額が全く一致してございます。この計画時の額といいますのは事業が着手する時点の内訳でございまして、それを覚えておりません。理由を申し上げますと、この事業費の枠の中で、まだ事業が行われております。この調書にもございますように、かなり息の長い事業でございまして、例えば、臨海処理区でございますと、44年もかかるということでございまして、事業費ベースでまだ65%しか進んでお

りません。今後、この事業費は実施状況によって変動があり得るとご理解いただければよろしいかと思います。

道路課： 道路課でございます。私共の事業におきましては、期間が長い、短いと様々なものがある訳ですけれども、基本的には、事業着手後、間もない事業につきましては、調査関係が主流ということで、工事がまだ本格的に始まっておりませんので、当初の事業費から変えておりません。それから事業を進める中で、工事の中で占める割合の大きい工法が、変更になる場合がございます。橋や、トンネル、あるいは大きな構造物、それらを詳細に設計、検討した結果、工法が変わるという場合は、国のほうに協議しながら工法変更について承認をもらうという進め方になりますので、その段階で正式に承認になった場合は、その事業費を計上することになります。それから、完成に近づきますと、精算ができますので、完成事業費の算定により変更になる場合がございます。その場合、評価専門委員会にかけるときに間に合わない場合は、同額にしております。このように様々な場合が想定されますが、基本的には、大きな工法変更があった場合は、評価時の事業費に反映するとご理解いただきたいと思います。

河川砂防課： 河川砂防課ですが、道路課の回答と同じになりますけれども、河川砂防課でも河川関係は、30年から50年という非常に長い期間の事業が多くございまして、その中で、完成間近になった箇所は、精算事業費を出しますけれども、期間途中で不確定要素が多い箇所では、増減なしという形で記載しております。砂防関係は、事業期間が、概ね5年前後と短くなっていて、先が見通せるということで、変更あるものは変更するという対応をしておりますので、増減が出ております。簡単に説明しましたが、以上でございます。

折田委員長： どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは後半の部分に入りますが、まず建設交通部の事業概要を説明をいただいて、その後、質疑、意見交換に入りたいと思います。それでは都市計画課から概要説明よろしくお願いたします。

都市計画課： 都市計画課長の高松でございます。座って説明をさせていただきます。都市計画課所管の案件は箇所評価総括表にもありますとおり、建 - 継 - 1 , 2 と建 - 再 - 1、計3件いずれも街路事業でございます。このうち説明箇所を建 - 再 - 1の秋田中央道路整備事業とさせていただきますと考えてございます。個別表最初の建 - 再 - 1をご覧いただきたいと思います。秋田中央道路整備事業を今回の説明箇所とした理由でございますが、この事業の立案に至る背景や事業目的のところに書いてございまして、秋田中央道路が県内の道路交通ネットワークの形成や、中心市街地の活性化、混雑緩和に大きな効果が期待される県政の重要な施策であること、また、事業規模が極めて大きいものであることから今回選択をさせていただきます。秋田中央道路は平成9年度から19年度までの11年間、総事業費686億円で事業を継続しております。7ページをお開き下さい。本事業は延長2,550m、幅員9.75mでシールド工法と開削工法の組合せで工事を行っております。その前の6

ページの所の下の方に少し写真も載せてございますけれども、現在、シールドはこの図の右側の駅東側から掘り進んでおりまして、現在は、旭川を過ぎて、大町避難口を超えて、間もなく山王大通りの下に入る所まで計画どおり順調に来ておりまして、11月下旬には旭北川に到達する予定でございます。開通いたしますと次の8ページの所にイメージをお示ししておりますけれども、駅東から山王までは片側1車線の対面通行、お堀の下から分岐するランプは中央街区への出口専用という形になる所でございます。1ページの方にお戻り下さい。事業費の説明をいたします。総事業費は計画時当初730億円でスタートいたしましたけれども、一部この工事を委託した、JRや請負業者等の技術提案、その他の理由から、計画方法の見直しを行っておりまして、その結果、44億円の縮減を実現しております。工事は、すでに終盤に差しかかっておりますけれども、引き続きコスト縮減に努めてまいります。2ページをお開き下さい。本事業は特に有効性、効率性、熟度においては満点になるなど、全ての項目において高い評価点を得ておりますので、事業継続は妥当なものと考えております。簡単ですが説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

折田委員長： どうもありがとうございます。それでは、下水道課からもよろしく願います。

下水道課： 下水道課の川原でございます。よろしく願います。下水道課は、継続評価5件となっております。流域下水道事業は5件、5処理区ございまして、これは2つ以上の市町村から発生する汚水を効率的に集めて処理する根幹的な下水道施設でございますけれども、その内、規模が最も大きく、最も早く事業に着手し、供用開始予定時期も最初ということでございまして、臨海処理区を抽出して説明させていただきます。インデックスの建-継-3の1ページをお開き願います。事業名は流域下水道事業臨海処理区、関係市町村は秋田市他7市町村です。事業期間は昭和51年から平成32年度までで、総事業費は1,391億円を見込んでございます。事業規模は処理場1箇所、処理能力は日当たり24万立方メートル。ポンプ場が29箇所、幹線管路が182km及び汚泥焼却施設が3基でございます。事業の進捗状況でございますが、平成17年度末における事業費ベースの進捗率は65%となっております。その内容につきましては、4ページをお開き願いたいと思います。概要図でございますが、ポンプ場につきましては赤い丸で囲んだPの記載がある28箇所が供用してございまして、また管路につきましては赤の実線ですけれども、182kmのうち150kmを供用してございます。5ページをご覧ください。真ん中に処理場・水処理施設と書いてございますけれども、計画処理能力が日当たり24万立方メートル。8系列24万立方メートルとなっております。そのうちの半分、赤く着色した部分の4系列が稼働しているということでございます。また右端の汚泥焼却施設、これにつきましては赤く着色された部分の1基が稼働してございます。1ページに戻っていただきまして、事業効果把握の指標につきましては、下水道普及率、行政人口に対する処理可能人口としてございまして、目標64%に対しまして実績が68%という事で達成率は107%となっております。次に2ページをお開き願います。所管課の自己評価の判定でございますけれども、必要性及び緊急性が高く、判定は評価点が90という事でランク、総合評価は事業継続が妥当と判断してございます。なお、他の4件につきましても同様に判定をラ

ンク、事業継続が妥当と評価してございます。以上が下水道関係の事業でございます。よろしくご審議下さいますようお願いいたします。

折田委員長： ありがとうございます。続きまして、道路課から説明よろしくをお願いいたします。

道 路 課： 道路課の檜森でございます。私の方から2件説明させていただきますけれども、審議箇所総括表をご覧くださいますと、道路課分といたしまして国道道路改築事業の5件など、合計で19件ございます。その内訳としまして、継続評価が18件、再評価が1件ございます。今回説明させていただきますのは、再評価の1件、継続評価は18件のうち様々な事業がございますけれども、その中でも、道路の改良事業が非常に多くなっているという状況でございますので、国道改築事業の中でも経過年数が非常に長い、国道398号の大湯工区についてご説明させていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。それでは最初、継続評価の建 - 継 - 11について説明します。事業名が国道道路改築費、路線名は国道398号、湯沢市皆瀬地内の大湯道路でございます。事業の概要でございますが、事業期間としましては平成元年から20年までの20年間の予定で現在進めております。総事業費が129億円でございます。事業規模としましては6,120m、幅員は、車道部分が6.0m、全幅で8.5mでございます。事業の立案に至る背景に書いてございますが、この箇所は、栗駒国定公園内にありまして、周辺には小安温泉のほか、県内有数の温泉を多く抱えておりまして、観光客の多い道路でございます。そうした地域にありながら、非常に隘路が多く、具体的には幅員が狭い、あるいは線形が悪い、縦断勾配が最急の所で12%と急勾配であるという、非常に危険が多い区間であるということがございます。次に、情勢の変化及び長期継続の理由のところを、4ページ目の位置図等と照らしながらご覧下さい。中央の平面図右側の部分に、未供用という形で黄色の着色部分がございますが、この先の方が石巻となっておりますが、宮城県側の380m区間につきましては、当初計画において、線形、縦断勾配を直すという計画でしたが、現道幅員が7mありますので、そのまま現道利用することとし、当初計画延長6,500mから今回計画延長6,120mと計画変更をしております。そのことから事業費内訳を見ていただきますと、当初計画時に比べまして約10億円の事業費の減になってございます。事業の進捗状況でございますが、今年度末で86%の進捗率になってございます。事業内容としましては、当区間、橋が5橋ございますが、これは完成しております。それからトンネルが1箇所ございまして、これは今年度から工事に着手しまして、2年間かけて完成させる予定であります。2ページを見ていただきますが、前回評価結果としまして、指摘事項、継続施工し平成19年度の全線供用を図るということで、これは平成15年度再々評価の段階での指摘でございました。それに対応した形で回答を書いておりますけれども、この地区につきましては非常に標高が高い急峻な山岳地帯という状況にあります。当然、積雪も多いということで、通常11月の末から連休までは冬期閉鎖をしている区間でございます。その環境の中、非常に年間の工事日数つまり工期が制限されるということで、なかなか完成年次を縮めることが出来ないという事情がございまして、現在のところ20年度の完成という工程で進んでおります。それから次の自己評価の部分でございまして、必要性・緊急性等につきましては、ご覧のとおりでございます。熟度としましても86%の進

抄ということで、評価点合計は、86点でランク という結果になっております。そうしたことから事業継続は妥当であると評価したところでございます。

続きまして、再評価の箇所でございますが、建 - 再 - 2 でございます。事業名が地方道路交付金事業でございます。路線名が主要地方道男鹿半島線でございます。箇所名が男鹿市戸賀地内でございます。事業費の概要としましては、平成9年から平成20年までの12年間で予定しております。総事業費が51.6億円、事業規模としましては延長が2,660m、幅員は、車道5.5m、全幅8mということでございます。4ページの位置図、平面図を見ていただきます。戸賀湾から男鹿温泉郷に向かって海側から、急勾配かつ狭隘な道路を登る箇所でございます。冬期間は、北西の季節風がまともにこの道路に吹いていくという状況になり、その影響で積雪は少ないですが、非常に凍結するという状況となります。地元からも早期の改修が望まれております。現在は、海水をポンプアップしまして、消雪パイプを介して凍結防止を行っているという状況でございますので、トンネルや橋による線形改良ということで計画して進んでおります。図面を見ていただきますと、左の方から戸賀1号橋、2号橋がございまして、この2橋は完成してございまして、今年度3号橋と4号橋の上部工に着手します。トンネルにつきましては16年度から3ヶ年の継続設定で現在進めてございまして、今年度中に完成する見込みです。事業の進捗状況をまとめますと、用地買収は完了しまして、今年度の末の進捗見込みは約9割ということになっております。事業費内訳の所を見ていただきますと、全体の事業費が縦断とか幅員の見直しで約7億8,000万円程の事業費縮減を行っております。2ページに参りまして自己評価の部分をご覧ください。必要性・緊急性等につきましては、立案の背景や目的ということ踏まえて高い評価になっております。熟度についても事業進捗約9割ということで20点という配点になっており、合計82点でランク ということから、事業継続は妥当であると判断しております。以上で2件の説明を終わります。どうぞよろしくご審議お願いいたします。

折田委員長： どうもありがとうございます。最後の説明箇所になりますが、河川砂防課ご説明お願いいたします。

河川砂防課： 河川砂防課長の佐々木でございます。よろしくお願いたします。河川砂防課所管事業で今回、ご審議いただく件数は、継続評価件数が22件、再評価件数が7件の29件でございます。このうち継続評価の広域河川改修事業、横手川、それから再評価の砂子沢ダム建設事業の2件についてご説明いたします。説明箇所の選定理由でございますが、横手川につきましては、近年災害を受け、重点投資を実施している河川であり、かつ事業規模が大きく、また着工後38年経過という観点から抽出しております。また砂子沢ダムにつきましては、対象となる7件のうち事業費が一番大きく、工事規模も大きいことから、砂子沢ダムを抽出しております。それでは横手川について説明申し上げます。

建 - 継 - 31 をご覧下さい。広域河川改修事業の横手川でございます。事業箇所は横手市本郷地区で、事業期間は昭和44年から平成30年の50年間でございます。また、事業規模は延長6,120mの河川改修でございます。総事業費が217億円でございます。事業の立案に至る背景ですが、横手川は横手市の中心部を流れ、川幅が狭い上、大きく湾曲しており、頻

繁に洪水による浸水被害が発生しました。4ページをお開き願います。写真と表は、昭和40年7月洪水時の状況でございます。これを発端に、河川改修の事業認可を昭和44年に受けております。4ページで訂正願いたい箇所があるのですが、図面の中央に、事業延長、事業期間を記載しておりますけれども、この中のS44～H17をS63～H17に訂正願います。この洪水被害を減少させるために全体事業計画をたて、これまで事業を進めてきた訳でございますが、図面左側の起点部から、県道、碓大橋までの2.4kmを暫定計画で昭和62年までに完成させております。63年度からは蛇の崎橋下流から学校橋までの1.3kmを地域整備と一体となり、良好な水辺空間の形成を目的にふるさとの川モデル事業として、事業を進め、平成13年度まで完成させております。また、平成13年8月の豪雨により、愛宕橋上流が氾濫し、家屋浸水等の被害を受けたことから、事業区間終点までの1.9kmを重点投資し、平成17年度に完成させております。今後の事業の進め方として平成18年度から22年までの5ヶ年では、4ページ図面上でS63～H17と旗揚げしております、下流部の約500mを一連区間として位置づけ、重点投資を行い暫定計画を概成させる計画でございます。その後、平成30年までを目途に、暫定断面を完成断面まで改良し、全体区間を概成させるという考えでございます。1ページにお戻りいただきます。事業の進捗状況は平成17年度末まで174億4,500万円でございます。進捗率は事業費ベースで80%となっております。平成18年度からの一連区間が整備されることで、計画区間全体が計画流量の70%流下能力を持つこととなり、洪水被害が大幅に解消されるものと考えております。長期化の理由としまして、事業区間は横手市中心部に位置してありまして、事業費等の制約のある中、市役所の移転、あるいは多くの家屋の移転等、用地補償費に巨額の予算を必要としたことと、工事におきましては、鮎漁の漁期に工事ができない等の期間の制約があり長期に及ぶこととなっております。2ページをお開き願います。この事業は平成15年度の再評価審議で継続という評価をいただいております。担当課の評価でございますが必要性・有効性・効率性などから事業の重要性は高く評価でき、平成18年8月にも洪水被害が発生していること等から緊急性も高く、事業の継続は妥当と考えております。以上が横手川でございます。

引き続き再評価の砂子沢ダム建設事業についてご説明いたします。事業コードは建-再-7になります。砂子沢ダムは建設箇所が小坂町小坂ということで十和田湖のすぐ南に位置しており、構造は、重力式コンクリートダムで、規模として堤体積は28.3万 m^3 、総貯水量865万 m^3 、ダムの高さが78.5m、ダムの堤頂長が185mでございます。事業期間は昭和60年度から平成22年度でございます。また総事業費が215億円でございます。事業立案の背景としましては、小坂町中心部でたびたび洪水被害が起きており、特に昭和41年8月、昭和47年7月の集中豪雨により甚大な被害を被っております。また小坂川はかんがい用水の水源としても利用されておりますが、昭和48年、昭和58年の夏場において水不足に見舞われ、さらに、上水道施設の普及に伴い水道水の需要が増加しているということから、治水、利水対策として昭和60年度にダム事業に着手したものでございます。当ダムは平成15年に継続評価の審議をいただき、継続という審議結果を受け、事業も本格化し、平成17年度には本体コンクリートの打設、放流設備に着手し、今年度は、取水設備に着手するなど平成22年度の完成に向けて事業を進めているところでございます。4ページをお開き願います。本体工の進捗につきましてはダムの計画高が標高352.75mに対して8月現在で標高

約310mと半分近くまで立ち上がり順調に進んでおります。事業の進捗状況は、平成17年度末まで97億9,700万円で、進捗率は、事業費ベースで45.6%となっております。この事業の長期化の理由としましては、ダム事業は工事規模が大きく、内容も複雑であり、また周辺環境への影響を最小限にするための様々な調査に要する期間などに時間がかかっております。そうした中でも、このダムにつきましては当初計画どおり順調に事業進捗しております。2ページでございますが、担当課の評価は、必要性、有効性、効率性等から事業の重要性は高く評価することができ、特にコスト削減の実施により効率性が高いことから、事業の継続は妥当と考えております。

以上、2件が河川砂防課の説明内容でございます。その他の箇所も含めまして、よろしくご審議下さいますようお願いいたします。

折田委員長： どうもありがとうございます。ただいま建設交通部所管の56件のうち、6件の説明をいただきました。これからまた質疑をしていただくわけでございますけれども、今のご説明箇所のみならず、他の箇所につきましてもご意見等がございましたら賜りたいと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。それではこれから質疑に入ります。ご意見、ご質問、何でも結構でございますのでよろしくお願いいたします。

佐藤(万)委員： 担当各課からのご丁寧なご説明をいただきまして、ありがとうございました。最後の砂子沢ダムについてひとつお聞きいたします。前回の評価結果の所に猛禽類の事が書かれておりまして、巣立ちを確認しているということでしたけれども、巣立った後の生息環境については、工事の騒音などを抑えるような配慮はどうなっているのでしょうか。評価基準の方には環境保全に充分配慮されているとありまして、配点が5点になっておりますが、自己評価の所には記載が何もありませんでしたので、この点についてお聞きいたします。

折田委員長： 河川砂防課長お願いいたします。

河川砂防課： 猛禽類への影響といたしますのは、特に繁殖時期が一番大きいということで、ダムの建設場所に対し、繁殖時期において影響範囲内に営巣が確認されるか調査して来た訳ですが、巣立ちを確認した場所は、建設現場からかなり離れておりまして、これは小笠原先生等にも現地に立ち会っていただいて影響はないという結果を貰っております。

折田委員長： 前委員の、猛禽類研究を専門分野としている小笠原先生でございますか。今の回答でよろしいですか。他にございますか。どうぞ、佐々木委員。

佐々木委員： いち生活者としてご質問させていただきたいのですが、砂子沢ダムに関連してですけれども、進捗率が平成22年度の終了見込みであるということは、4年後ですが、45.6%という進捗率について、ご説明がありましたとおり、大規模かつ複雑、生態系への影響等を考えていらっしゃるということで、なかなか進みにくいとは思いますが、その一方

で人命や財産を守るという緊急な課題がある訳で、そうしたバランスを取るのには難しいということ承知のうえでお聞きしたいことは、4年後に終了が可能なのかということと、4年間の中で、どのような過程を経て、事業が終了されるのかご説明いただければと思います。

河川砂防課： 確かに事業費ベースでは、約40%という進捗率となっており、今後4年で完成が可能かと疑問に思う所でございますが、本格的に工事が始まったのは、平成15年からであり、それ以前は、建設のための調査や計画ということで大きな事業費の支出はありませんでした。本格的に工事が始まった平成15年度からの事業費の伸びを考えますと、22年度の完成に向け順調な進捗状況であり、確実に完成できると考えております。4ページの写真にもありますように、完成高さまで、残り半分位の約40mあるわけですが、今後の各年事業費や行程を考えますと予定どおり進んでいるということでございまして、年間、今年が34億円、来年も30億円程度の重点投資的な予算配分を予定しておりますので、22年度には間違いなく完成するという事です。

折田委員長： どうもありがとうございます。よろしいでしょうか。

- テープ交換 () 内はICレコーダーにて補足 -

折田委員長： (他に質問ありませんでしょうか。小西委員お願いします。)

小西委員： 建 - 再 - 6 ですね。にかほ市象潟の件についてお伺いしたいと思います。この中の1ページですが、情勢の変化及び長期継続の理由という項目で、効果が検証された結果、3基目のリーフの着手を検討すると書かれておりますけれども、中止もあり得るのかということが1つ目です。それから、その経過の中で事業期間が平成21年度で、残り3年ほどしか期間がないと思いますけれども、検証はどのように行われるのでしょうかという2点お伺いしたいと思います。

河川砂防課： 海岸の事業につきましては、年によって違いますが、冬期の波の状況等で、侵食されまして、その対策として離岸堤やリーフをやって来た訳ですけれども、2基を実施し、かなりの効果が確認され、当初目的の侵食防止範囲が、現段階で概ね防止されているという状況です。ただ、先程言いましたように、その年の波の状態で侵食状況も変わりますので、完全に防止されているのか検証するため、汀線測量といたしまして、海の深さ、侵食状況がどの程度かというのを、追跡調査しながら次の事業実施の判断を見極めているところです。現段階では、課の判断として、3基目は不要というところを考えております。

折田委員長： よろしいでしょうか。河川砂防課長からご説明がありましたけれども、現時点で分かれば教えていただきたいのですが、秋田県の北から南までの約260kmの海岸が、明治以降、

数メートルも侵食されたというのを以前お聞きしたことがありますけれども、お分かりになれば、ご披露いただければありがたいのですが。

河川砂防課： 具体的な資料が手元にありませんので、完全な説明はできませんが、やはり各場所によって状況が違う訳ですので、例えば、災害関連事業で実施している秋田市から旧天王町の出戸浜海岸は、かなり侵食されており、自転車道まで影響が及び、災害採択されるくらい状況でございました。そこが被災されたということは、海浜が大分無くなり、直接波が当たるようになったということがわかります。その他、八竜周辺も侵食はあるのですが、具体的な数値は、資料が手元にありませんのでお答えできません。

折田委員長： 分かりました。どうもありがとうございました。松橋委員お願いします。

松橋委員： 建 - 再 - 5の岩城海岸の工事内容ですが、こちらの箇所も相当侵食状況が厳しいということと、冬期間に工事ができなく、事業期間が大変長期にわたっているということですが、この工事は、当初に比べ増額が大きいように思いますが、その上でも進捗率が83.6%と事業期間は平成20年度になっていますが、残り少ない期間で、事業費が増える可能性があるのでしょうか。地盤変動による断面変更や、測量費の増など考えられますが、見直し等ありましたら教えて下さい。

河川砂防課： 確かに冬期間、工事ができないということで、海の工事は、特に浅い部分については工事の進捗に対し難儀しております。また、浅い部分での地盤変動は、その年の波の状況によって侵食の影響の度合いが違うものでございまして、本箇所は、影響を受け増額になっております。来年度の概算要求にあたっては汀線測量を実施しますが、完成が平成20年度と、残工事区間も僅かであり、既存施設の効果など考えますと、特別な異常気象で無い限りは、現在の事業費で対応できると思っております。

折田委員長： 河川砂防課に質疑が集中しておりますが、他の課に対してご質問はいかがなものでしょうか。どうぞ佐々木委員。

佐々木委員： 都市計画課にお聞きしたいのですが、建 - 再 - 1について、総事業費が686億円ということで、今までご説明いただいた事業の中で最も高額でありますし、県民の期待も高いと思いますが、まず第一にお聞きしたいことは、道路が完成した後で、どのようなまちづくりを計画しているのかということです。総合的な観点を必要とするものが都市計画だと思っておりますが、10年後、20年後、今の子どもたちが成人し、秋田を活性化させていくということを見据えられていると思いますが、その時に、活性化という表現ではなく、具体的に文化的な都市を創る、近代化した便利な都市を創るなど、何か大きなコンセプトを持ち、県庁全体で動かれていると思います。都市計画におけるコンセプトは何かということと、もう少しで道路が完成しますが、その後、魅力的な秋田県を創るという事で、施設を設置するなどの具体的な構想があるのか、それに伴い空洞化を避けるために、日赤の跡地の利用

も含めて、どのような市にしていくのか、漠然とした質問ですが、ご説明いただければと思います。

折田委員長： 都市計画課長、大変難しいご質問だと思いますが、お願いします。

都市計画課： 2点ご質問をいただきました。まず道路ができた後、10年後、20年後の秋田のコンセプトということなのですが、そのような話しになると、建 - 再 - 1の秋田中央道路を造っただけでは、なかなか申し上げることが難しいため、少し的はずれになるかも知れませんが、関係すると思われる、秋田中央道路を造る理由を大きく3点説明させていただきます。一つは、秋田自動車道から秋田の市街地へのアクセスを向上させるということです。これは秋田の市街地の中だけではなく、秋田から色々な地域へ行くことができるアクセスを空港も含め、大きく便利にすることによって、周辺地域と非常に連絡しやすい秋田になり、観光客もたくさん来ていただけるでしょうし、物流も活発になるというところを狙っております。2つ目は、秋田中心部に向かう交通渋滞を緩和するという問題があります。秋田中央道路の整備によって、これまで明田地下道や、手形陸橋などを使う場合、特に雪の朝などは交通渋滞となり、駅東から県庁まで1時間近くかかっていたものが、40分位短縮になります。便利な市街地にし、皆さんがもっと快適に豊かな暮らしを送れるようにと考えているわけですが、これがもう一つの大きな点となります。そして3つ目は、中心市街地の活性化です。特に中央街区へのランプを、中央道路内につくりましたけれども、それによって100億円近い事業費がかかっているわけですが、直接、中央街区に車が出ることによって中心市街地へのアクセスの利便性向上を図っております。そのことが、2つ目のご質問にも係わるわけですが、現在、日赤跡地の再開発が話題になってございますけれども、その計画が、まとまりつつあります。その中で最近では駐車場の整備というのが随分話題になっておりますが、やはり歩行者に便利であることは必要であると思います。一方で、やはり秋田というものは車社会であり、車の利便性を利用した住民生活というものが進んでいて、それを無視するわけにはいかない。そうするとランプからの交通に対し受け入れる駐車場ができ、お客さんを沢山受け入れる下地ができ、その街区の地権者の皆さんが真剣にまちづくりを考え、皆で一緒にもっと魅力のあるまちを創っていくという方向に向けてまちづくりを進めていくことが目標となると思います。秋田市にもそのように理解していただいていると思いますが、中央道路は極めて重要な役割を果たすと考えてございます。

佐々木委員： ありがとうございます。ひとつお願いがあります。車社会とは言われていますが、秋田は非常に老人と言われる年代の人が多く、車に着目すると同時に、歩行者への利便性も必要だとお話しして下さいましたが、特に老人や若者で自転車を利用するなどの人達のことあわせて考えていただければ、豊かなまちづくりができると思いますので、お願いしたいと思います。

折田委員長： 要望という点も含めてよろしくご意見申し上げます。松橋委員お願いします。

松橋委員： 佐々木委員のお話に関連してですが、今回の継続箇所評価については、どこも、緊急性、必要性が高いものであることは十分理解しています。車社会になり、歩行者がとても厳しい状況にあるので、歩道を整備していただくことは凄くありがたいことです。しかし、歩道が無いままという場所が、地方の小さな町などには、まだまだたくさんあります。歩道がない箇所は、冬場、歩行者も安全な場所を探して歩くようになります。普段の生活ルートを変えるということはなかなかできませんので、生活道路である歩く人達、交通弱者と呼ばれる人達がバス路線の減少によりバスに乗れない現状など、そういう意味では、歩行者にもっと着目して、大きな道路の工事だけではなくて、地方の細やかな工事にも目を向けていただければいいと思います。そこで、建 - 継 - 1の都市計画道路、川尻広面線ですが、目的に歩道のバリアフリー化という記載がありますが、どのような形でバリアフリー化を図っているかご説明いただきたいと思います。

折田委員長： 都市計画課、お願いいたします。

都市計画課： 建 - 継 - 1についてご指摘がありましたので、この事業についてご紹介します。5ページをご覧くださいますが、この事業は川尻広面線、寺町工区でございます。これは長崎屋から川反区間、明田の地下道に繋がっている道路の未供用部分の事業でございます。ご承知のように、この長崎屋から川反の方に入って行きますと、ほとんど歩道のない道ばかりでございます。非常に危険だと思っております。まずこの事業の場合は、バリアフリー化という記述をしておりますが、安全な歩道をつくること、歩きやすい歩道というのは、やはり車や自転車の危険にさらされない範囲でできるだけ段差を少なくしたり、自転車と歩行者の分離をしたりなど、色々な工夫が考えられておりまして、そのようなことをできるだけ地元の皆さまの声も聞きながら進めていきたいというものでございます。秋田中央道路は、自動車専用道路でございますので、歩行者の直接的な対策は無いわけですが、ご指摘のとおり自専道以外の道路について、その場所その場所で歩行者の利用があるわけですので、バリアフリーのような方面についても秋田市と連携を取りながらしっかりやっていきたいと思っております。

松橋委員： そこで1つお願いですが、この道路は、とても広く、歩きやすい歩道が出来るとは思いますけれど、例えば道路ができた後に、電柱などが歩道の中にできてしまった場合、特に視覚障害者の方々も歩道が広すぎると、どこまでが歩道かという錯覚があったり、障害物にぶつかったりということもありますので、そのような後から造られるものに関しても、ここは県の管理なわけですが、注意しながら進めていただければと思います。

折田委員長： 最後のご発言は要望ということで捉えてよろしいでしょうか。都市計画課長お願いします。

都市計画課： 障害物については、この事業に関してですが、2ページの有効性に記載ありますとおり、無電柱化でいきたいと思っております。

折田委員長： どうもありがとうございます。他の委員の方、佐藤万里子委員どうぞ。

佐藤(万)委員： この委員会で評価することではないと思いますが、簡単に教えていただければと思います。県は来年度から入札に関して、建設業者の男女共同参画への取り組みを格付け評価すると聞いております。どれ位の配点になるのか、そしてまた業者の反応はどうなっているのかなど教えていただきたいのですが。

折田委員長： どなたか、お答えできますでしょうか。

虻川次長： 担当課は、建設管理課ですので、不正確な回答になりますが、お話のとおり共同参画についても評価点としてカウントしてございます。カウントの方法などについては、建設管理課のホームページに公開されていると思います。それから建設業者の反応ということですが、その辺りは正確には把握しておりませんが、業者への説明会等を開くなどの対応をございまして、特段の大反対という意見は聞いておりません。以上について、資料をお届けするなど対応したいと思います。

折田委員長： どうもありがとうございました。佐藤照男委員どうぞ。

佐藤(照)委員： それでは最初に、これは全体に関わるお願いですが、この公共事業評価のあり方について、長期にわたるものがかなりあるように思いますが、長い期間ですと、色々な社会経済情勢や環境の変化など、全てを含めた変化が当然あるわけですので、そのような状況を踏まえ、どう実施していくというような、行政側の姿勢が、強く打ち出された調書として提出されないものかということが1点です。それから2点目は、評価は当然、有効性、必要性等からの直接的な効用、効果、発現状況などは良く分かりますが、それだけではなく、さらなる波及効果も多くあると思います。こういうものをもっと明確に明文化して、強調された調書にされたらいかかと常に考えておりましたので、お答えいただければと思います。もう1点ですが、やはり色々な事業を長期間にわたって実施する過程で、問題点はゼロではないはずだと思います。これは当事者である所管課の方々には、それを明文化するというのは難しいことは、重々分かって申し上げるわけですが、これは課題という表現ですと非常に抵抗感があると思いますが、解決しなければならない問題も実はあるということに記載しないと、一般の県民には実態が伝わらないのではないかと思います。この事業は良い、上手く行くので賛成ですという流れだけで終わっていますと、今は委員会の様子も公開していますから、細かい問題が実はあるということが、一般の方々に知られないまま公共事業が進んでいることもあり得ると思いますので、これは我々委員会の責任でもあるし、担当される県の皆さんと一緒に、実態をオープンにしても良いと思います。そのような対応をフィードバックしながら、新しい事業を実施する際の参考にしていくということが、初めて公共事業の質的な向上に繋がるように思っておりました。以上のことを踏まえ、どう考えているのかお聞かせいただ

きたい。

折田委員長： 佐藤照男委員のご質問なされたことと、佐々木委員のご質問と関連する部分があると思いますが、整備内容だけではなく、波及効果についても、良い結果を生みそうであるということなどを記述してよろしいのではないかというご意見だと思います。反面、実施結果や、進捗途中にあたり、このような困難を伴う、このような問題が生じるという実態も認識しておく必要があるのではないかという2点の質問だと思いますが、お答えいただけますでしょうか。

建設交通政策課： 建設交通政策課の増田でございます。非常に根本的なご質問でございまして、的確にお答えするのは難しいですが、まず、この制度自体が、このような再評価などの仕組みを通じて、担当者自身はその事業を見直していこうというものだと思います。それは、委員会に出して議論するわけですから、当然その前段で問題の生ずる項目などがある場合は、見直した上で、委員会の審議にかけるということになりますので、そういう意味では、審議段階で、かなり改善された資料が出てきているものだというご理解をいただきたいと思います。委員会に提出しなければいけないからこそ真剣に問題点を解決する取り組みをしており、基本的に、委員会に隠すことなく審議資料を提出できる、改善された仕組みになっていると思います。それから波及効果の話ですが、例えば有効性などに記載する表現が堅いと言われれば確かにその通りでして、表現を、県民に分かりやすくすることが必要だと思いますので、今後、担当課で注意して記載すべきだと思いますが、従来もある程度意識して記載していると思いますので、盛り込まれていないということではないと思っております。時代の趨勢で環境が変わってきている状況の中、自身の目で見ているのかという話だと思いますが、これにつきましても、その都度見っておりますが、現状の把握にとどまり、時代背景、経緯的なものの分析が甘いという部分はあると思いますので、今後事業進捗をするうえで、ご指摘がありましたことを踏まえて、そのような視点を意識し対応していくことになると思います。実際に表現できるかという部分になりますと、なかなか難しいですが、今後、継続箇所評価の際は、職員一人一人が意識して行いたいと思っておりますので、ご了解いただければと思っております。

折田委員長： 今のご答弁でよろしいでしょうか。色々と難しい側面もあると思いますが、できるだけ効果や状況変化に対応した記述を心がけていただくようお願いしたいと思います。他にご意見、ご質問等がございましたらお願いします。どうぞ佐々木委員。

佐々木委員： 下水道課にお聞きしたいのですが、建 - 継 - 3から7まで下水道の事業についての資料になっていますけれども、関連する計画等の中で普及率の目標値が80%となっていますが、経済的な問題、工事困難な箇所があるなど、何故80%で100%ではないのかという理由をお聞きしたい。それから、下水道に切り替える際に、個人負担が何十万と掛かるわけですので、そのような時に老人だけの世帯が増加していく中で、経費負担を軽くすることをどの

程度考えていらっしゃるのか、以上の2点教えて下さい。

折田委員長： 下水道課長お願いいたします。

下水道課： 質問は2点だったと思います。秋田県の下水道等整備の基本フレームというのがありまして、現在115万人ほどの人口を対象に、平成22年度までで80%まで下水道等を整備する目標を設定しています。地域により最適な整備手法で計画するわけですが、公共下水道で取り組めばよいか、人口がまばらな地域は、集落単位で進めたらよいか、個別処理がよいのかななどを検討し、公共下水道、集落排水、合併処理浄化槽などの組み合わせで80%を達成する目標になっております。流域下水道は、公共下水道のシェアの約7割で、広域的な処理をするということになっております。先ほど、臨海処理区について44年間もかかるということをお願い申し上げましたけれども、事業費が相当膨大だということで、根幹的な施設として処理場などを県が実施し、これに市町村の関連公共下水道として枝線的な整備をして結び、さらにその枝線に、関係の住宅を接続するということになってございます。県事業が1,390億円ですけれども、市町村の進める関連事業で約3,000億円と倍以上の事業費が見込まれ、長期にわたる理由となっており、市町村財政の体力にあわせて進めていくということになっております。2点目でございます。接続に当たって支援が得られないかどうかということについてですが、県事業と市町村関連事業がありまして、住民の方々も直接結ばれるのは、市町村事業で実施した施設で、その経費につきましては各市町村により異なりますが、助成金を出したり貸付利子調査の助成をするなどの支援を行っています。現在、結ばれていない箇所が約3割位ありまして、一人暮らしの老人の世帯の場合どうするかなど、突き詰めていくと社会問題に突き当たる状況もあり、市町村にとっても非常に悩ましい問題になっております。接続の助成については関係市町村にご相談をいただければと思います。

佐々木委員： どうもありがとうございました。私の周りに高齢者の世帯がたくさんいて、必ずしも潤っている印象はありませんので、市町村主体ということではありますが、県の影響も大きいと思いますので、連携を取っていただければありがたいと思います。

折田委員長： どうもありがとうございます。整理しますと、下水道課長のご答弁ですと平成22年度ですから、あと4年後位までに、公共下水道だけではなく、集落排水など様々な手法を駆使し、人口115万人の80%が利用できるようになるよう努力する目標値とすることですね。支援については市町村が担当であるので、県としては意見できないということが本音だと思いますがいかがでしょうか。

下水道課： 汲み取りトイレからの流出は実態としてはないと捉えておりますが、雑排水が公共水域に流れ出すということが非常に大きな問題だと思っております。それについては、流域下水道に5つの処理区がございますけれども、そこで小学校の総合学習の時間などを利用し、「流すこと」の悪影響というようなPRに取り組んでおりまして、昨年だけで約2,000人の一般市民が研修に来られているという状況です。金銭的な支援はできませんが、このような輪を

広げることなどについて、市町村と一緒に取り組んで行きたいと考えております。

折田委員長： 分かりました。そういうことでございますので、よろしく申し上げます。その他、道路課へのご質問がありませんが、19件の審議箇所に対し、何かご質問ありますでしょうか。

小西委員： 秋田県は、郡部と都市部があります。私自身は秋田市に住んでいますので実感しておりますが、やはり道路と建物は連動していると思います。と言いますのも、歩道脇に高層ビルが建っているところがありますが、ビル風の問題があると思います。ビル風によって冬期間、道路が凍結して歩けない状況になるということが1つ。それからバリアフリーを考慮し、歩行者の観点から建物と歩道の段差を無くす工夫として摺り付け等で対処した結果、歩道に横断勾配がある箇所がありますが、自転車で横滑りして、ケガをしている人が随分いらっしゃるということを聞いております。やはり道路だけではなく建物も同時に対策が必要とされるケースもあるということを感じております。条例の問題もあると思いますが、検討をお願いできるものか、お伺いします。

折田委員長： 非常に難しいと思いますが、お答えいただけますでしょうか。

道 路 課： 秋田市内は、歩行者の交通量も多いということがございますので、これは都市計画事業で実施されている事業、バリアフリーの一環で、無電柱化ということで、電線類を地下に埋設する、それにあわせて歩道の融雪もできるという計画で取り組むという方法がございます。都市計画事業だけではなく、道路事業においても、歩行者が多い箇所は、できるだけ融雪装置で冬期間の歩行に支障のない歩道という取り組みを行っています。ただし、小西委員からお話がありました、ビル風対策については、今までに、そのような視点はありませんでしたので、事業の中で採用できるのかはわからないという実態です。もちろん、ビル風ということではなく、実際に凍結が発生するという現象があれば、段差を含め、県だけではなく市町村含めて、費用の面などからも検討課題としてお聞きしておきたいと思っております。

折田委員長： 非常に難しいご質問でございましたけれども、ご回答ありがとうございました。その他、道路に関してのご質問はございませんか。小西委員どうぞ。

小西委員： 秋田県は、公共事業のコスト縮減のために、本年度から設計VEというものを導入しているということをお聞きしております。本年度は、まず2件の事業で採用すると聞いてますが、もしお知らせ願えるのであれば、その2件の採用条件として、予算規模はどの程度の条件としているのかなどお知らせ願いたいと思っております。

折田委員長： VE、バリューエンジニアについてのご質問ですがいかがでしょう。

建設交通政策課： 先ほどの、男女共同参画を含めた格付けのお話しとお答えが一緒になってしまいま

すが、建設管理課が所管しておりまして、本会には担当者が出席していないことから、今、正確なお答えができません。設計VEというのは非常に我が県としては力を入れて取り組んでいきたいと思っております、ご紹介ということも含めて次回ご説明させていただきたいと思っております。

折田委員長： 他の委員におかれましては、VEを知らない方もいらっしゃるかも知れませんが、次回、ご紹介を兼ねて内容をご説明ということでお願いいたします。

他にご意見ございますでしょうか。無いようでしたら、本日示された76件について、冒頭でものべましたように「可」とするか、「継続審議」とするか、「不可」とするかということこれから決めたいと思います。諮問箇所76件と、たくさんございましたが、可としてよろしいでしょうか。継続審議を求める箇所はございませんでしょうか。

それでは本日、県から諮問されました76件、全てにつきまして当委員会では「可」とするというので、決定いたします。

議案1号が終わりましたが、つづいて議案第2号について、事務局よりご説明願います。

事務局： それでは次回の開催日について事務局から説明させていただきます。次回は11月の上旬を目途に、前回、第1回委員会諮問箇所以外の新規箇所評価、及び終了箇所評価について実施したいと考えております。日程が決まりましたら、委員の皆さんへご連絡いたしますのでよろしくをお願いいたします。

折田委員長： ありがとうございます。次回は11月の上旬を予定するというのでございますので、今回、回答いただくことができませんでした質問事項については、その際にご説明いただくということになります。それでは本日審議しました76件につきましては、全てを「可」とするというので結論づけたいと思います。事務局から、連絡事項ございますか。

建設交通政策課： 佐藤万里子委員から男女参画の入札について質問がありましたが、先ほど、資料をお送りするというお話をいたしました。設計VEと同様に、建設管理課の担当ですので、お急ぎでなければ次回一緒に説明させていただくという形でよろしいでしょうか。すいませんが、そうさせていただきます。

折田委員長： それでは宿題は2つということで、次回ご説明願いますのでよろしくご了解願います。次に、最後になりますが、その他の欄について事務局お願いします。

事務局： それでは、本日の内容を踏まえ、議事録、答申案をこちらで作成して委員の皆様のご理解を得たいと考えております。その上で知事の方に答申したいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

折田委員長： どうもありがとうございます。本日はこれで委員会を終了いたします。どうもご苦労様でした。